

相談センターニュース

こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された
滞納家賃を支払ってほしい
敷金を返してくれない
大家が賃料を受取ってくれ
ない
裁判所から訴状が届いた
借金の保証人を頼まれた
英会話学校との契約を止め
たい
高額なサイト利用料を請求
されている
未公開株を買わされた
購入した車が事故車だった
車の修理代を請求したい
お金を確実に返してもらえ
るか心配だ
マンション管理費を支払っ
てもらえない
隣の地主と境界について争
いがある
隣の犬に噛まれた
相続人のひとりが行方不明
である
遺言を書きたい
遺留分請求とはどういう請
求？
畑の名義がひいお爺さんの
ままだ
離婚した夫の厚生年金を半
分もらえると聞いたことが
あるが
元夫に財産分与の請求をし
たい
会社をつくりたい
会社の役員を変更したい
売掛金を回収したい
子供に会社の事業を譲りた
い

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください
司法書士を紹介しています

物損事故の加害者に請求できる金額は？

自動車同士の物損事故
では、被害者は加害者に
対し、次のような損害の
賠償請求をすることがで
きます。

修理可能な場合
修理費・格落ち損
修理不可能な場合
買替費
その他
代車損害・休車損害
営業損害

修理費とは、実際に修
理にかかった費用をいい
ます。

但し、交通事故直前の
車両の時価(新車の場合は
購入価格、中古車の場合
は市場価格)がその限度に

なります。

格落ち損とは、事故に
より修理しても価格(下取
り)が下がってしまう損害
をいいます。被害車両が
新車・高級車の場合や、
既に転売が決まっていた
場合等、格落ち損が認め
られるケースはさほど多
くありません。

買替費とは、全損の場
合であって、事故直前の
車両の時価からスクラッ
プ価格を差し引いた金額
をいいます。

代車損害とは、修理期
間または納車までの期間
のレンタカーなど代車利
用料をいいます。

タクシー会社などの営

業車両については、休車
損害として、修理または
買替えのために稼働でき
なくなったことによって
生じた損害をいいます。

営業損害とは、自動車
が店舗に飛び込んだ場合
などに、その営業できな
くなったことによって生
じた損害をいいます。

なお、人身事故の損害
填補を目的とした自賠責
は、物損事故の場合には
適用されませんので、加
害者が任意保険に加入し
ていない場合、損害が補
填されないケースも考え
られるのです。

気になる物損事故による損害賠償請求のお値段

物損事故の被害者が加
害者に対して損害賠償請
求を求める場合、被害者
にどのような損害が生じ
たのかを確定させること
に加え、「過失割合」を
算定しなければなりませ
ん。

過失割合とは、事故の
責任を、加害者と被害者
のどちらがどのくらい負
うべきかを数量的に評価
したもので、示談交渉の
際にも訴訟になった際
にも、重要なポイントと
なります。

過失割合については、
過去の裁判の積み重ねに
より、一定の基準が示さ
れており、『別冊判例タ
イムズ16号』に掲載さ
れています。たとえば、
自動車同士の事故、自動

車と二輪車の事故、自動
車と歩行者の事故等に分
類され、さらに交差点で
の事故、優先道路や歩道
における事故、センター
ラインの有無、信号機の
有無のように細かく場合
分けをして例示されてい
ます。

このため、同書を利用
することで原則的な過失
割合を確認できますが、
実際には、場所、時間
帯、速度や当事者の年齢
等、様々な要素によって
修正されます。

示談交渉や訴訟では、
しばしばこの点が争い
となるのです。

司法書士に示談交渉や
訴訟を依頼する場合、過
失割合を検討するため、
交通事故証明書、修理代

の見積書、相手方との交
渉記録等を用意する必要
があります。

場合によっては、事故
現場を検分したり、保険
会社からの事情聴取をし
たりする必要もあ
ります。

司法書士への報酬は、
事件着手の際に5万円か
ら10万円程度、事件が
解決した際には、成功報
酬として回収額の2割前
後が加算されるのが一般
的でしょう。

実際には、司法書士事
務所によって報酬の定め
方が異なりますので、ご
依頼の際には、司法書士
にお尋ねください。

相談センター情報(相談件数とその傾向)

平成23年8月分

相続を放置するとうなる

相談内容(複数回答あり)		件数
一般民事	貸金	11
	売買代金	3
	請負代金	2
	売掛金	0
	不動産明渡	7
	登記請求	1
	敷金	4
	賃料	9
	労働紛争	2
	交通事故	2
	その他損害賠償	15
	相隣関係	3
	境界	1
	執行手続	1
	その他	42
一般民事計		103
成年後見 家事事件	法定後見	4
	任意後見	3
	未成年後見	0
	相続紛争	10
	離婚	5
	養育費請求	1
	親子関係	2
	その他	8
成年後見・家事事件計		33
登記 供託	相続	54
	贈与	6
	売買	5
	担保権	4
	商業法人全般	1
	供託	0
	その他	9
	登記・供託計	79
契約トラブル		3
契約トラブル計		6
クレサラ	返済が苦しい	15
	自己破産	5
	返済条件を緩和	1
	取立が厳しい	0
	訴訟を起こされている	2
	給料等の差押を受けてい	1
	親族の借金	4
	保証債務の履行	0
	ヤミ金融	1
	おまとめローンで借金を一本	0
	その他	18
	クレサラ計	47
その他		0
その他計		0
合計		268

不動産の所有者の死亡により相続が発生した場合、遺産分割をせずに名義変更の登記を怠っていると、不動産の売却や住宅ローンの抹消登記などをすることができないことは以前にもお伝えしましたが(8月号)、ほかにはどんなことが想定されるのでしょうか。

遺言が存在しない場合、相続人全員で遺産分割協議をしなければならないため、次のようなリスクが考えられます。

判断能力の低下
相続人の中に高齢の方がい

る場合に、その方の判断能力が低下し、遺産分割をすることができない状態に陥るケースが考えられます。

行方不明等
様々な事情により、相続人のどなたかが、行方不明になったり、音信不通になってしまったりするケースもみられます。

権利関係の複雑化
何年も放置している間に相続人のどなたかがお亡くなりになり、その権利がご家族に承継されるため、権利関係が複雑化するケースも少なくあ

りません。

の場合は「成年後見人」を、の場合には「不在者財産管理人」を、遺産分割協議に先だって選任しなければなりません。

この場合には、判断能力が低下したり行方不明になったりした相続人の法定相続分を確保する必要があるため、柔軟な遺産分割協議が困難となります。

また、の場合、いつまでも遺産分割協議がまとまらず、調停を利用せざるを得ないことも想定されます。

お金を貸すときの注意点

相談センターニュースでは毎月の集計結果を掲載しておりますが、これによると「貸金(個人間での金銭の貸し借り)」に関する相談が月10件程度寄せられていることがわかります。

紛争を無くすことは困難ですが、紛争が現実化する前に次のような対応をとることによって、紛争の防止にも役立ちますし、裁判や強制執行の手続を有利に進めることもできます。

最初に注意することは、お

金を貸す際に「借用書」等の書面を取り交わすことです。書面を残すことにより、契約内容に関する紛争を防止することができます。契約書の様式に決まったものではありませんが、契約の当事者、債権額、弁済期は最低限記載する必要があります。

また、相手方が不動産を所有する場合には、貸付金を担保するために、その不動産に抵当権を設定することも有効です。

抵当権設定の登記をすることにより、その不動産を売却する際には、売却代金から優先的に

貸付金の弁済が受けられます。

このほか、連帯保証人をとっておくことも有効な手段のひとつです。

ところで、このような方法を講じたとしても、個人間の貸し借りでは一定期間が経過(弁済期が定められている場合は10年)すると、消滅時効が成立してしまいます。

なお、時効期間が近づいた場合には、裁判等の手続により時効を中断させることができます。

10月はここに注目！“交通事故への対応”

静岡県司法書士会では、昨年度、はじめての試みとして「物損交通事故110番」を開催しました。

物損事故は、人身事故と違って損害賠償額はあまり高額にはなりませんが、事故の相手方が任意保険に加入していないような場合には、賠償金がスムーズに支払われない場合も少なくありません。

また、任意保険に加入していたとしても、相手方との間で示談がまとまらず、保険金の支払いが留保されることもあります。

昨年度の110番や相談センターに寄せられている相談も、ほとんどが物損事故に関するものでした。加えて、具体的な内容も上記のように示談による解決が困難な状況であり、訴訟での解決を図らざるを得ない事案ばかりでした。

10月の司法書士総合相談センターしずおかは、物損事故による被害者の権利回復に役立つことを目的とし、“交通事故への対応”に注目します！

マスコミ各社・関係機関各位におかれましても、市民の皆様に本号のご案内と相談センターの告知をお願いいたします。